

令和4年10月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和4年10月26日(水)

午後3時10分 開 会 午後3時35分 閉 会

2 場 所

銚子市立銚子高等学校 春台会館1階サロン

3 出席委員

| | |
|-----|---------|
| 教育長 | 石 川 善 昭 |
| 委 員 | 安 藤 清 |
| 委 員 | 藤 本 一 雄 |
| 委 員 | 杢 崎 継 雄 |
| 委 員 | 伊 藤 晴 美 |

4 出席職員

| | | | |
|-------------|--------|---------------------|-------|
| 学校教育課長 | 高野 美樹子 | 社会教育課長 | 石田 智己 |
| 銚子高等学校長 | 宮内 輝久 | 教育総務室長 | 石毛 秀明 |
| 学校教育室長 | 古澤 孝男 | 指導室長(兼小児言語指導センター所長) | 野尻 孝 |
| 学校給食センター所長 | 高木 利雄 | 生涯学習室長(兼青少年文化会館長) | 藤井 寿代 |
| 青少年指導センター所長 | 石松 義輝 | 市民センター所長 | 植木 康之 |
| 公正図書館長 | 大出 美穂 | スポーツ振興室長(兼体育館長) | 仲村 光正 |
| 銚子高等学校事務長 | 岩船 等 | | |

5 議題等

議案第31号 銚子市社会教育委員の委嘱について

議案第32号 銚子市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則制定について

議案第33号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市高等学校教育職員
の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制
定)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時10分

ただいまより、令和4年10月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

9月27日に開催いたしました令和4年9月教育委員会定例会の議事録及び10月3日に開催いたしました令和4年10月教育委員会臨時会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、藤本委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第31号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

それでは、議案第31号「銚子市社会教育委員の委嘱について」、提案理由をご説明いたします。現在、銚子市社会教育委員は、「社会教育法」及び「銚子市社会教育委員の設置等に関する条例」により、学校及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から10名に委嘱しております。その任期が、本年10月31日をもって満了となることから、新たに10名の方を委嘱しようとするもので、そのうち新任は4名、再任は6名で、任期は、本年11月1日から令和6年10月31日までの2年間です。

それでは、お手元にお配りしてあります議案をご覧ください。始めに、団体推薦の6名の方につきまして経歴を申し上げます。まず、鈴木益実氏は、銚子市小中学校校長会からの推薦で、現在は、銚子市立春日小学校校長を務められており、再任であります。次に、猪田芳枝氏は、銚子市スポーツ協会からの推薦で、現在、銚子市婦人バレーボール協会の理事長を務められており、再任であります。次に、古川豊氏は、銚子市少年団体連絡協議会からの推薦で、現在、同会の理事を務められており、再任であります。次に、八角貴志氏は、銚子市青少年相談員連絡協議会からの推薦で、現在、同会会長を務められており、新任であります。次に、椎名洋治氏は、銚子市PTA連絡協議会からの推薦で、現在、同会の副会長を務められており、新任であります。次に、寺井裕子氏は、千葉県退職女性教職員の会(房総の会)銚子支部からの推薦で、現在、同会の顧問を務められており、新任であります。

続いて、学識経験者の4名の方につきまして、ご紹介いたします。まず、滑川雅宏氏は、銚子市小中学校校長会の推薦で、平成28年11月から平成29年3月まで社

会教育委員に就任され、銚子市立清水小学校を校長で退職されました。平成30年4月から令和2年3月まで家庭教育指導員を務められ、再任であります。次に、寺門利一氏は、銚子写真連盟に所属し、平成24年度から銚子市文化団体協議会の副会長を務められており、再任であります。次に、大山秀樹氏は、平成23年3月に銚子市役所を退職され、平成24年5月から銚子市スポーツ協会副会長を務められており、再任であります。次に、北村卓氏は、令和4年3月に銚子市立明神小学校を校長で退職され、同年4月から銚子市社会教育指導員を務められており、新任であります。以上で議案第31号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第31号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第32号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第32号「銚子市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則制定について」提案理由を説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」とされています。

また、新学習指導要領においても「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と示されています。これらのことから、銚子市教育委員会として、組織的・継続的に学校と地域や社会が、連携・協働する体制を構築することが重要と考え、令和5年度より、銚子市内小中高等学校に学校運営協議会を設置するもので、その学校運営協議会の基本的な運営に関する事項を定めようとするものです。以上で、議案第32号の説明を終わります。よ

ろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【藤本委員】

細かいことですが、第6条の1項を読んでいて違和感があったのが「協議会は会長が招集する」とありますが、協議会を招集するというのは何か変じゃないかなという気がして。それで、他の市町村の学校運営協議会の規則を見たら「協議会の会議は」と書いているところが多かったので、「協議会の会議は」というふうにしておいたほうがいいんじゃないかなと。協議会の設置自体は1条や2条で決まっていますよね。

【学校教育課長】

はい。そうですね。2条に「協議会を置くものとする」とあります。

【藤本委員】

招集するのはおそらく会議令があって、6条の2項は「協議会は」で、「会議を開くことができない」と書いてあるからそこはいいと思いますが、1項が他を見ると「協議会の会議は」と書いてあるところが多かったので、そのほうが良いのかなと思いました。それを考えると5条の3項も「協議会会長は協議会の会議を招集し」のほうが良いのかなと。「協議会を招集する」というのが正しいのかな、良いのかなと思ったもので。直す直さないはいいんですけど、確認だけしてもらって。他を見ると招集する場合は会議が入っていたなと思ったので。どうでしょうか。

【学校教育課長】

他市の規則を確認しまして、会議を入れるか入れないかを検討し、報告いたします。

【藤本委員】

お願いします。

【教育長】

繰り返しますが、第5条の3項「会長は協議会を招集し」のところを「会長は協議会会議を」、第6条第1項「協議会は」というところを「協議会の会議は」、これについて他市を参考にしながら進めていくということで。そのような形で委員の皆さまよろしいでしょうか。

【松崎委員】

はい。ところで7条は「会議」になっていますよね。

【藤本委員】

そうですね。7条は「協議会の会議」ですね。これにしておいたほうがいいんじゃないかな。

【教育長】

ほかに質疑はありますか。

【松崎委員】

すいません、1つ確認です。第8条の(2)、協議会の承認を得る必要があるものの中に学校の組織編成に関わるがあります。特定の職員の人事などは入れないと

いう説明を以前受けたので、そうしますと、この学校の組織編成に関する事項でどういったことが想定されますか。

【学校教育課長】

自分のなかで想定しているのは年度初めの校内人事といいですか、何年生は誰とか大きな主任クラスが誰とといった、そういったものを一応これでやりますよということを示して、それは学校の経営方針とも密接に関わると思うんですけど、それで了解いただくというような形で考えております。

【松崎委員】

細かなことを言うと、この先生はこの学級の担任といった話には決してならないですよ。

【学校教育課長】

ならないです。個人のことはならないです。

【松崎委員】

全体の構想を示してあって、個別の先生に対してこの先生は駄目だとか、この先生にしてほしいというのは一切受け付けないということによろしいですよ。

【学校教育課長】

はい。そういうことになります。

【松崎委員】

分かりました。

【教育長】

結局、事後になるケースがほとんどですよ。校長先生が4月に決めて、それ以降に会議を開きますので。委員の皆さんからチェックが入らないように校長先生はしっかりとした姿勢で臨むといたしますか、やっていただくことになりますので。

【安藤委員】

前回、委員協議会のなかで話が出たので少し考えていたのですが、これは誰先生が何年の担任になるとか、そういった校内人事の認証組織というよりは、例えば1年生に担任を1人置くとか2人置くとか、教務主任は1人置くといった大枠、枠みたいなものをこのように作りますと示して、そしてその枠の中に個別の職員を埋めていくと。その部分については見ていただきます。そんな意味というように私は考えております。

【学校教育課長】

実際、会議を開くのが5月ということを用意しております。学校としてはすでに要覧等が出来上がっているの、これまでの学校評議員会でも要覧等を示しまして今年度はこういう形でいきますということでお話させていただいているので、それと同じような形になるのかなと想像しております。個別に、この人はこうだという話にはならないと考えております。

【安藤委員】

実際にはそういうことですよ。

【学校教育課長】

はい。

【教育長】

ほかにありますか。

【松崎委員】

前回の協議会の時に運営マニュアル案と要綱案もいただいて、今回、要綱は出ていませんが、要綱でもその辺りを明確にさせていただいて。あの要綱だと、承認が得られない場合には「教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める」とか「協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う」といった文言が入っていたので、その辺りも整理させていただいて、学校が混乱に陥らないような形で説明していただければと思います。

【学校教育課長】

はい。承知いたしました。

【教育長】

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第32号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第33号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第33号「代決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

議案第33号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の改正内容を確認する必要があり、令和4年10月1日から施行するに当たり、教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。それでは、改正の内容について説明します。千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部

を改正する規則の改正内容に合わせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、育児参加のための休暇対象期間を拡大するため、また、孫の看護のための休暇を新設するため、所要の改正を行おうとするものです。以上で、議案33号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

現行も改正案も載っているところにある(18)の5行目、「当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子」、この「小学校就学の始期に達するまでの子」は、入学前の子ですか。

【教育長】

新旧対照表ですか。

【伊藤委員】

すみません。新旧対照表です。新旧対照表の(18)の上から5行目「小学校就学の始期に達するまでの子」は、小学校1年生の子は含まないということですよ。

【学校教育課長】

そうですね。含まないです。

【教育長】

よろしいですか。

【伊藤委員】

はい。含まれたらいいなど、小学校1年生、せめて低学年くらいまで含まれたらいいなどという思いで質問しただけですので。

【安藤委員】

1の年度において3日の範囲内とありますが、取得の単位は時間ですか。それとも日にちですか。

【学校教育室長】

時間単位の取得も可能です。

【安藤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第33号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時35分

以上をもちまして、令和4年10月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年11月 日

署名委員 藤 本 一 雄

署名委員 安 藤 清